

「日本農業労災学会」表彰規定

第1条 本規定は、本学会の目的並びに会則に基づき、農業労災の予防および労災補償対策に関する研究やその実践活動に顕著な業績や貢献のあったものについて表彰することを定める。

第2条 日本農業労災学会賞は、学術賞、奨励賞、実践賞の三種とする。

1. 学術賞

本学会におおむね3年以上継続して在籍している正会員、または同等の条件を満たす正会員を代表とする共同研究グループによる著作または学術論文で、本学会の学術発展に顕著な貢献の認められるものを対象とする。なお、共同グループの場合は、賞の名称を「共同研究学術賞」と呼ぶ。

2. 奨励賞

本学会に在籍している満40歳未満の正会員並びに学生会員による著作または学術論文で、本学会の学術発展に顕著な貢献の認められるもの、かつ当該会員の将来の発展が期待されるものを対象とする。

3. 実践賞

農業労災の予防および労災補償対策に関わる実践活動において、顕著な貢献を上げた個人または団体を対象とする。

第3条 会則第19条に基づいて学会賞等選考委員会を設ける。

第4条 学会賞等選考委員会は、副会長1名および理事の互選で選ばれた理事4名の計5名で構成し、副会長が委員長を務める。

2 学会賞等選考委員の任期は2年とする。

3 選考委員長は、その選考の結果について理由を付して文書で会長に報告しなければならない。

第5条 学会賞の表彰対象者は、学会賞等選考委員会で候補者を選定し、常任理事会の議を経て、理事会で決定し、総会で発表される。

第6条 学会賞の表彰は、賞状と副賞によるものとし、総会の場等で行う。

第7条 正会員は学会賞の受賞候補に立候補できるとともに、他の正会員を推薦することができる。

第8条 学会賞等選考委員会細則については別に定める。

第9条 本規定の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本規定は2021年4月1日から施行する。